

## ～ 国際研究 ～

### 第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官

甲斐雄次

#### 第1 はじめに

2015年2月22日（日）から同年3月1日（日）まで（移動日を含む。）、法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、法務総合研究所において、少額訴訟を主なテーマとして、バンドゥン地方裁判所長ら研究員8名（別紙1参照）に対する第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（以下「本研究」という。）を実施した。

#### 第2 本研究の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、司法制度改革を重要な国家的課題と位置付け、2010年から2014年までの国家開発計画（中期）も、グッドガバナンスを第一の目標として掲げている。また、インドネシア最高裁判所は、2010年から2035年までの「ブループリント（詳細計画）」において、司法サービスの提供を取り組むべき事項の一つとしているところ、司法アクセスを改善するための新たな試みとして、現在、少額訴訟制度の導入等を検討している。

他方、当部は、2007年3月から2009年3月までの2年間、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）と協力し、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁判所規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残してきた。同プロジェクトを通じて、インドネシア最高裁判所からの我が国に対する信頼も更に強化されたことから、当部は、上記プロジェクト終了後も、法務省独自の支援を続け、2011年度以降は、インドネシアの裁判官人材育成及び能力強化に資する共同研究を実施してきた。また、2014年12月には、インドネシア最高裁判所事務局からの要望により、当部は、インドネシア最高裁判所事務局長ら12名の来日を受け入れ、講義や裁判所訪問等を実施して、日本の少額訴訟の制度及び運用に関する知見を提供し、インドネシア側から高い評価を得ていた<sup>1</sup>。

このような中、今回、インドネシア側から、地方都市の裁判所長らを対象として、更に少額訴訟制度の研究をしたいとの要望が出されたことから、インドネシアにおける少額訴訟制度導入に向けた検討状況を把握するとともに、インドネシア側に対して、更なる知見を提供するため、本研究を実施することとしたものである。

<sup>1</sup> 詳細は、ICD NEWS 第62号109頁、「～国際研究～ インドネシア最高裁判所少額訴訟制度等研究」を参照されたい。

### 第3 本研究の概要（別紙2 日程表参照）

#### 1 講義

##### (1) 「日本の裁判制度について」、「日本の少額訴訟手続について」

まずは研究員に日本の民事裁判制度の概要を理解してもらうため、当部毛利教官により、日本の裁判所の種類、民事事件の処理状況、民事訴訟手続の概要等に関する講義が行われた。

その後、当職から、日本の少額訴訟手続の概要に関する講義を行い、少額訴訟手続の概要及び特色などを中心に説明した上、手続の進め方の一例を紹介した。

##### (2) 「日本の少額訴訟の実務について」

元東京簡易裁判所判事（現司法委員）の正木常博先生をお招きし、少額訴訟に関する豊富な実務経験を基に、少額訴訟の実務についてご講義いただいた。正木先生からは、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則や、少額訴訟制度導入の経緯を具体的に説明していただいた上、少額訴訟の実務に関しても、一期日審理を可能にするために書記官による事前準備や期日における一体型審理が重要であることなどを詳しく説明していただいた。

#### 2 東京簡易裁判所訪問

東京簡易裁判所では、司掌裁判官への表敬に続き、少額訴訟事件の法廷傍聴や、裁判官室、書記官室等の施設見学のほか、裁判官及び書記官との意見交換の機会を頂いた。研究員は、実際の少額訴訟の審理や、事前準備として書記官が当事者対応を行う施設等を見学し、その後の意見交換でも一体型審理や事前準備に関する説明を聞いたことで、迅速な解決を実現している具体的な運用のイメージが持てたようであった。

また、研究員からは、和解や訴えの取下げで終局する割合が高いことにも関心が寄せられ、裁判所が当事者の話をよく聞いて審理することで、迅速な解決が可能になるというだけでなく、当事者の納得を得るという効果にもつながっているのではないかとの感想が述べられていた。

#### 3 民事手続共同研究（発表、意見交換）

正木先生のほか、インドネシアで外国法アドバイザーとして活動されている平石努弁護士<sup>2</sup>をお招きし、インドネシア側からの発表と意見交換を行った。

研究員からは、インドネシアにおける実情として、多くの事件が控訴・上告されることに起因する裁判の長期化や、訴訟手続の複雑さなどが、国民の司法アクセス

---

<sup>2</sup> 平石弁護士は、2003年9月からJICA企画調査員（司法改革支援）として、1年間、インドネシアで活動されて以降、2007年から2009年まで実施された前記「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」でもアドバイザーグループの委員を務められるなど、当部の実施する法制度整備支援の活動に多大なご協力をしていただいている。

やビジネス環境を損なう要因となっており、インドネシア最高裁において、これらの課題を解決する一つの方策として、少額訴訟制度の導入を検討中であることなどが発表された。

その後の意見交換では、インドネシアの裁判所の規模や実情に照らし、どのような部署として設置することが考えられるかという点や、制度として、上訴制限を設けることができるかどうかなどの様々な点について議論が行われた。特に、所得水準の地域差が大きいインドネシアにおいて、対象事件とする訴額をどのように定めるべきかについては、インドネシア側において大きな検討課題となっている様子が見えられた。



インドネシア研究員による発表の様子

#### 4 シンポジウム「インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状」（別紙3 プログラム参照）<sup>3</sup>

本研究でインドネシアの裁判官を招へいたことから、この機会を利用して、公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 及び日本ローエイシア友好協会との共催により、広く一般企業等からの参加者も招いてシンポジウムを開催し、インドネシアにおける知的財産訴訟及び一般の民事訴訟実務の現状や課題に関する意見交換を行った。

第1部では、鹿取克章前駐インドネシア特命全権大使からのご講演に引き続き、インドネシアにおける知的財産訴訟に関して、当部が調査を委託した平石弁護士と

<sup>3</sup> 本シンポジウムの詳細については、公益財団法人国際民商事法センターのウェブサイト (<http://www.icclc.or.jp/>) を参照されたい。

山本芳栄弁護士<sup>4</sup>から調査結果に関する概要報告をしていただいた<sup>5</sup>。

第2部では、本研究員であるインドネシアの裁判官2名と平石弁護士をパネリストとして、鈴木五十三弁護士<sup>6</sup>の進行の下、インドネシアにおける裁判実務に関するパネルディスカッションを実施した。パネルディスカッションでは、民事訴訟手続の流れに沿って、インドネシアにおける訴訟手続の概要や迅速化に向けた取組、判決書についての考え方などが議論され、インドネシアにおける裁判実務の実情の理解を深めることができ、鈴木弁護士ら関係者の皆様のおかげで、非常に有意義な意見交換を行うことができた。



パネルディスカッションの様子

## 5 総括協議

本研究の最終日には、総括協議として、インドネシアにおける少額訴訟制度導入の方向性等についての意見交換を行った。インドネシア側からは、日本の少額訴訟の制度や運用は、非常に参考になったとして、今後の導入に向けた制度設計において、モデルにしたいとの意見が出されたほか、インドネシアにおける現行の司法制度や手続規定との適合性を見極めながら適正な制度を構築する必要があるとの意見や、訴訟手続だけでなく、執行の段階においても簡易迅速な手続を模索する必要がある

<sup>4</sup> 特許審査官として特許の実体審査に従事されたほか、1995年から1997年までインドネシア知的財産総局アドバイザーを務められ、1999年からはインドネシアにおける知的財産コンサルタント会社ハキンダ・インターナショナル代表を務めておられる。

<sup>5</sup> 本調査報告書については、[http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_houkoku\\_indonesia.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_indonesia.html) を参照されたい。

<sup>6</sup> 古賀総合法律事務所。LAWASIA 会長・日本代表理事，日本ローエイシア友好協会副会長なども務めておられる。

ある旨の問題意識が示されるなど、レベルの高い議論が行われた。

#### 第4 おわりに

本研究に参加した研究員らは、インドネシアにおける豊富な裁判実務の経験を持ち、地方裁判所長等の要職に就いている方々であり、本研究のプログラムを通じて、日本の少額訴訟制度の意義や特徴を正確に理解して、インドネシアの実情に照らした様々な観点での議論や問題提起をするなど、総じてそのレベルは高かった上、非常に意欲的で、インドネシアにおける少額訴訟制度導入に向けた熱意をうかがい知ることができた。

本研究を通じてインドネシア側が得た知見が、インドネシアにおける少額訴訟制度の導入に活かされ、司法アクセスやビジネス環境等の改善の一助となることを期待したい。

最後に、講師としてご協力いただいた先生方、充実した訪問プログラムを実施していただいた裁判所関係者の皆様、シンポジウム開催にご協力いただいた関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏、コーディネーターの重松由紀氏その他関係者の皆様に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上

### 第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

1	<b>ポントス・エフェンディ</b>
	<b>Mr. Pontas Efendi</b>
	バンドウン地方裁判所長
2	<b>デヘル・クナン・サンダン</b>
	<b>Mr. Dehel Kenan Sandan</b>
	タンゲラン地方裁判所長
3	<b>チャクラ・アラム</b>
	<b>Mr. Cakra Alam</b>
	マカッサル地方裁判所副所長
4	<b>エンダッ・デティ・プルティウィ</b>
	<b>Ms. Endah Detty Pertiwi</b>
	インドネシア最高裁判所非訴訟担当副長官補佐判事
5	<b>ミナヌル・ラクマン</b>
	<b>Mr. Minanoer Rachman</b>
	スングミナサ地方裁判所長
6	<b>スプラプティ</b>
	<b>Ms. Suprapti</b>
	タバナン地方裁判所長
7	<b>ユスフ・プラノウォ</b>
	<b>Mr. Yusuf Pranowo</b>
	タフナ地方裁判所長
8	<b>アスムディ</b>
	<b>Mr. Asmudi</b>
	サバン地方裁判所長

## 第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[教官:甲斐教官, 横幕教官, 毛利教官, 担当専門官: 藤生統括専門官, 千同主任専門官, 堀専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 22	日			
2 / 23	月	オリエンテーション 日本の裁判制度について 毛利教官 法総研共用会議室	日本の少額訴訟手続について 甲斐教官 法総研共用会議室	
2 / 24	火	日本の少額訴訟の実務について 元東京簡易裁判所判事 正木常博 法総研共用会議室	東京簡易裁判所訪問	
2 / 25	水	民事手続共同研究【インドネシア側発表(インドネシアにおける少額訴訟の審理の実情, 少額訴訟制度導入の検討状況), 意見交換】 元東京簡易裁判所判事 正木常博 Jakarta International Law Office 平石努弁護士 法総研共用会議室		
2 / 26	木	シンポジウム準備	13:30 シンポジウム ～インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状～ 法曹会館	
2 / 27	金	総括協議 (全体を通じての質疑応答, 本共同研究に対する感想等) Jakarta International Law Office 平石努弁護士 法総研共用会議室	総括協議 (全体を通じての質疑応答, 本共同研究に対する感想等) 所長主催 意見交換会 (12:15- 13:15) 法総研共用会議室	
2 / 28	土			
3 / 1	日			

## インドネシア・シンポジウム

### 「インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状」

- ◆日 時 2015年2月26日(木) 13:30~17:30
- ◆会 場 法曹会館2階 高砂の間
- ◆通 訳 逐語通訳(日尼)
- ◆主 催 法務省法務総合研究所  
公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)  
日本ローエイシア友好協会
- ◆プログラム(敬称略)

13:30 開会挨拶 松並孝二(法務省法務総合研究所国際協力部部長)

#### 第一部 講演

13:40~14:00 講演 鹿取克章(外務省参与/前駐インドネシア共和国日本国  
特命全権大使)

14:00~15:10 「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」  
(平成26年度法務省インドネシア委託調査概要報告)  
平石努(Jakarta International Law Office/弁護士)  
山本芳栄(Hakindah International/弁理士)

15:10~15:25 質疑応答

15:25~15:40 休憩

#### 第二部 パネルディスカッション

15:40~17:00 「インドネシアにおける裁判実務の現状」  
モデレーター

鈴木五十三(ローエイシア会長/古賀総合法律事務所/弁護士)

#### パネリスト

Dehel Kenan Sandan(タンゲラン地方裁判所長)

Endah Detty Pertiwi(インドネシア最高裁判所非訴訟担当  
副長官補佐判事)

平石努(Jakarta International Law Office/弁護士)

17:00~17:20 質疑応答

17:20 閉会挨拶 小杉丈夫(ICCLC理事/日本ローエイシア友好協会副会長  
/弁護士法人松尾総合法律事務所/弁護士)

総合司会：法務省法務総合研究所国際協力部教官